

大雪地区広域連合議会公印規程

平成15年9月3日
議会規程第1号

(趣旨)

第1条 議会の事務局における公印の形状、管守及び使用については、この規定の定めるところによる。

(種類等)

第2条 公印の種類、ひな型、書体、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 公印は、事務局長が管理する。

2 公印は、上司の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持出してはならない。

(公印台帳)

第4条 事務局長は、公印台帳(別記第1号様式)を備え、公印を登録するものとする。

(公印の調整及び改刻等)

第5条 事務局長は、公印を調整し、改刻し、又は廃止しようとするときは議長の承認を得なければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に当該回議書を添え、事務局長に呈示して査閲を受けなければならない。

2 庁外において公印を使用しなければならないときは、公印使用簿(別記第2号様式)に記入のうえ議長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成15年9月3日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな型	書体	寸法 ミリメートル	用途	保管者
議会印	大雪地区 広域連合 議会印	てん書	方18	一般文書用	議会事務局長
議長印	大雪地区広 域連合議会 議長印	てん書	方18	一般文書用	議会事務局長
委員長印	大雪地区広 域連合議会 委員長印	てん書	方18	一般文書用	議会事務局長